

当別町長選挙

■問合せ

町選挙管理委員会事務局 (☎ 23 - 2330)

▼投票日 7月18日(日) 7時~20時

▼告示日 7月13日(火)

▼期日前投票

・役場1階大会議室

7月14日(水)~17日(土)

8時30分~20時

・西当別コミュニティーセンター

7月17日(土) 8時30分~17時

■当別町長選挙の立候補予定者説明会等を開催します

【立候補予定者説明会】

6月22日(火) 15時~

【立候補届出書類事前審査会】

7月8日(木) 14時~

※いずれも、役場第2庁舎で行います。

※出席は、候補者1名に対して3名までとします。

■投票時の注意事項

▼入場券

有権者一人ひとりに郵送します。投票日当日や期日前投票をする時には、忘れずに持参してください。

▼不在者投票

選挙人名簿登録地(当別町)以外の選挙管理委員会や病院、老人ホームなどで行う投票などは、不在者投票となります。また、身体に重度な障がいのある方は、郵便等による不在者投票も可能ですので、問合せください。

▼選挙公報

選挙公報は、候補者自身の政治姿勢や政治信条などが記載されています。町内会の協力で全戸配付しますが、役場庁舎と太美出張所にも備えています(無投票の場合は発行しません)。

■投票区および投票所 右図のとおり

※新型コロナウイルス感染症対策のため、状況により変更となる場合があります。

広 告

広 告

広 告

広 告

投票区 / 投票所	該当の行政区
第 1 当別赤れんが 6 号 (ふれあい倉庫)	幸町、弥生、錦町、末広、美里、栄町、下川町
第 2 総合保健福祉センター (ゆとろ)	白樺町、北栄町、西町
第 3 当別小学校	旭町、万代町、元町、緑町、東町、春日町、樺戸町
第 4 六軒町会館	六軒町
第 5 弁華別会館	弁華別、茂平沢、みどり野、(自衛隊)
第 6 中小屋会館	中小屋
第 7 金沢会館	金沢
第 8 東裏地域会館	東裏
第 9 南部地域会館	蕨岱町
第 10 対雁会館	対雁
第 11 川下会館	川下右岸、川下左岸
第 12 西当別コミュニティーセンター	太美北、太美東、太美中央、太美西、太美南、当別太
第 13 西当別中学校	太美寿、太美スターライト、獅子内、スウェーデンヒルズ、高岡
第 14 若葉町会館	若葉

広 告

広 告

広 告

手 当

児童手当の手続き を忘れずに！

【現況届の提出は6月30日まで】

児童手当の現況届は、手当を引き続き受給する要件を確認する大切な手続きです。5月まで児童手当を受給されていた方には、6月4日（金）までに現況届を郵送しますので、必ず提出してください。お手元に届かない方はお問合せください。なお、公務員の方は勤務先での手続きとなります。

※未提出の方は6月分以降、受給できなくなります。

※未提出のまま2年が経過すると時効となり、受給できなくなりますのでご注意ください。

▼手続きに必要なもの

- ・印鑑（スタンプ印を除く）
- ・家族全員の健康保険証の写し

※その他必要に応じて提出していただく場合があります。

【こんな時は手続きが必要です】

- ① 15日以内に手続きが必要な場合…転入・転出する時、出生などにより養育する児童が増えた時。
- ② その他…児童と別居した時、振込口座を変更する時（金融機関の統廃合など）、公務員になった・退職した時。

▼提出先・問合せ

保健福祉課福祉係
（ゆとり内・☎23-3019）

国 民 健 康 保 険

ジェネリック医薬品を 活用しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労

働省の基準を満たす安全な薬です。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

処方希望される場合は、病院・診療所・保険薬局等で医師や薬剤師にその旨を伝え、よく相談してください。手軽に切り替えの意思を伝えることが出来るよう、「ジェネリック医薬品希望シール」を役場住民課窓口を設置しています。

町の国民健康保険被保険者には年に3回、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額を通知しています。通知対象月の処方実績やジェネリック医薬品への切り換えによる効果の目安となりますので、ご確認ください。

▼問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係
（☎23-2467）

広 告

広 告

広 告

水道

水道メーターの取り替えについて

水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められており、町では期間満了までに取り替えを行っています。

今年、取り替えの対象となる方にはハガキで通知し、町が指定した業者が取り替えます。留守中に作業を行う場合もありますので、水道メーターボックスの上に物を置かない等、ご協力をお願いします。取り替えにかかる費用負担はありません。

また、上下水道課等の行政機関を名乗る悪質業者の訪問には、十分にご注意ください。

▼問合せ 上下水道課業務係
(☎ 22 - 2411)

林道

林道を通行する場合はお問い合わせを

町内の林道は森林整備を行うための道路で、一般車両の走行を想定した管理をしていません。事故や不法投棄の発生防止のため、林道の走行は原則林業関係者に限っています。林道の通行を希望される方は、問合せください。

▼問合せ エネルギー推進室林政係 (☎ 27 - 5089)

管理

空家の管理をお願いします

適切な管理が行われず放置されているような空家は、周囲に様々な悪影響を及ぼす恐れがあります。倒壊したり、落雪や強風など

により建材が飛散し、近隣や通行人に損害を与えた場合、空家の所有者または管理者が賠償責任を問われることがあります。空家に対する責任は所有者または管理人などにあります。定期的に建物の様子を確認するなど、適切な管理をお願いします。

▼問合せ 環境生活課町民生活係
(☎ 23 - 3209)

管理

空き地は定期的に草刈りを

空き地の所有者や管理者は、雑草が放置されることのないよう、お早めに草刈りをするなどの適正な管理をお願いします。

▼問合せ 環境生活課環境対策係
(☎ 23 - 2503)

広 告

広 告

広 告